

【参考】暴力被害から医療従事者を守る法律

医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸ぐらをつかむ等の暴力行為をする
→暴行罪

上記、暴力行為により負傷させた場合
→傷害罪

院内の設備や備品を破壊する
→器物破壊罪

医療従事者や患者に暴言を浴びせる
→侮辱罪

わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する
→威力行為妨害罪

「お前らただじゃすまないぞ」「不幸がおきるぞ」等脅迫的暴言を吐く
→脅迫罪

医療従者に物を投げつける等の行為をする
→暴行罪

上記、暴力行為により負傷させた場合
→傷害罪

土下座をさせたり、謝らせたりする
→強要罪

正当な理由がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない
→住居侵入罪・不退去罪